

国家公務員への就職を考えている皆様へ

松田 勉 (24期 1981年卒)

こんにちは。24期植物卒の松田勉です。東京同窓会の副会長も仰せつかっています。

先日、松田彰先生から「最近、国家公務員になろうという学生が少なく大問題である。国家公務員の魅力などについて「芳香 ESSAY」に書いてほしい。」との依頼がありました。確かに私が国家公務員試験を受験した時代の上級甲職(薬学)の倍率は数十倍だった記憶がありますが、近年の総合職(化学・生物・薬学)の倍率は10倍前後で、長時間労働等がマスコミに取り上げられるなどしてあまり人気が無いようです。

私は厚生労働省を退職して13年が経過し、最近の状況は判らず適任かどうか自信がありませんが、2023年12月には前期高齢者になったこともあり、一区切りとして退職後の仕事も含め自分の経験したことをまとめてみました。少しでも若い人たちが将来を決める際の参考になれば幸いです

1 どうして厚生労働省(当時は厚生省)に就職したのか

私は1976年に北大理類に入学し、また、化学を勉強したいと思い、薬剤師免許も取れるし就職に有利との噂を信じて薬学部に入りました。4年時に就職するか修士課程に行くか迷いましたが、人付き合いが苦手で民間企業は向いてない、また、研究熱心な同級生と比べると研究者も無理、その一方で製薬企業よりは給与は低いもののノルマはなく、定時に帰宅できる公務員なら勤まるかとの勝手な思い込みで、また、長男であることから地元の山形県庁を第一希望、札幌市役所を第二希望としました。国家公務員試験は地方公務員試験より先に始まりましたので、地方公務員試験の予行演習のつもりで国家公務員試験を受験しました。当時、北大薬学部では国家公務員試験を受験する学部生及び院生はそれなりにいて、1980年の上級職甲(薬学)の合格者は、私の記憶では全体で24名、うち北大は5名でした。受験のための特別な準備はしませんでした。NHKの夜のニュース解説を欠かさず見ていたのが役立ったのか、なんとか合格しました。

その後、厚生省で面接があり、結果的に本省に

採用されたのは5名(北大2名、東大2名、京大1名)でした。一方、その年は山形県庁の薬剤師採用はないとのこと、また、札幌市役所は、最終面接の前日は修士入学試験の合格発表で、友人と深夜まで祝宴をあげたのが影響したのか不合格となりました。結果的に合格したのは厚生省だけだったのと、合格した北大のもう一人が同じ講座のM2の先輩だったこともあり、私も厚生省に就職することとしました。ただし、その時点での厚生省での業務についての私の認識は医薬品の承認審査をすることという程度で、インターンや説明会(そもそも無かった?)、先輩に話を聴きに行くことも無くのどかな時代だったと思います。

2 厚生労働省と薬系技官について

厚生労働省の業務は、健康、衛生、医療、福祉、介護、年金、雇用、労働と幅広く、現在、そのための組織として大臣官房と11の局及び政策統括官からなる本省(霞が関)と施設等機関(検疫所、研究所、ハンセン病療養所等)及び地方支分部局(地方厚生局、労働基準監督署、ハローワーク)からなります。局によって所掌が決められており、医薬品・医療機器等の承認、安全対策、監視等に關することは医薬局が担当しています。

厚生労働省(本省)で働く職員は、国家公務員採用試験の採用区分で大きく総合職(私の時代は上級職甲)と一般職(私の時代は中級職、初級職)に分かれます。また、総合職は事務系(法律、経済等)と技術系(化学・生物・薬学、工学、数理科学・物理・地球科学等)に区分され、事務系を事務官、技術系を技官と呼びます。また技官には、医師・歯科医師、獣医師、看護師等の国家資格を有することを前提に採用される職員もおり、それらも含めそれぞれ薬系技官、医系技官、獣医系技官、看護系技官等と呼ばれています。

事務官、技官とも行政官として国の施策の企画立案に携わりますが、事務官がジェネラリストとして広範囲の分野で働く一方、技官はそれぞれの専門分野に関わる分野で働くこととなります。厚生労働省で薬系技官の働く分野として主なもの、薬事、保健医療、食品安全、化学物質管理、研究開

発が挙げられます。さらに、環境省、外務省(在外公館等)、内閣府、経済産業省等の他省庁、WHO等の国際機関、地方自治体、大学等へ出向することもあります。

また、厚生労働省には以下のような役職があります(他省もほぼ同じです)。

①大臣 ②副大臣 ③大臣政務官 ④事務次官、厚生労働審議官、医務技監 ⑤局長、官房長 ⑥大臣官房審議官、部長 ⑦課長 ⑧室長、企画官 ⑨課長補佐、室長補佐、専門官 ⑩係長、主査 ⑪係員

うち、①～③は政治家であり、公務員の最高ポストは事務次官で厚生労働審議官とともに歴代、事務官が就いています。医務技監は最近できた役職ですが医系技官が就いています。なお、薬系技官のトップは現在、大臣官房審議官です。

3 私の国家公務員人生

(1) 環境衛生局食品化学課係員、係長

(1981年4月～84年9月)

私は1981年4月に厚生省に入りましたが、医薬品を所管する薬務局で働くかと思いきや、辞令を頂いたのは環境衛生局長からで、最初の配属先は食品化学課でした。食品化学課は食品衛生に関係する化学物質の規制を担当する課で、具体的には食品添加物、容器包装、残留農薬等の規制を所管していました。総勢10名で2名の一般職を除くと課長以下が全員薬系技官の課でした。

当時、課の業務の大半は食品添加物に関する事で、過去にチクロ、AF-2など発がん性や変異原性等の安全性が大きな社会問題になったこともあり、消費者の関心も高く、国会質問や消費者団体の陳情を受けたり、マスコミに取り上げられることもたびたびでした。

こうした中で、食品添加物について2つの大きな事案が記憶に残っています。一つはBHAという油脂の酸化防止剤に関し、名古屋市立大学の動物試験結果で明らかとなった発がん性(ラットの前胃)の問題です。当時は米国のデラニー条項にあるように、発がん性が確認された食品添加物は認めないとする考えがある一方、発がん性のメカニズムの研究が進み、発がん性物質のうち変異原性を示さないもの(非遺伝毒性発がん物質)には安全性の閾値があるのではとの議論が始まったところでした。また、BHAは世界中に広く使用されて

いることから、この問題は国際的な場でも議論すべしとなるなど、科学的な評価や行政判断に非常に苦心した記憶があります。1982年から83年にかけて厚生省の食品衛生調査会に加えて日本、米国、英国、カナダの4か国の行政官、専門家の会議やFAO/WHO専門家会議で議論されようやく決着を見ました。

二つ目は新規の食品添加物の指定です。新たな食品添加物を使用可能とするためには食品衛生法に基づく指定が必要ですが、当時は、1972年の食品衛生法の一部改正に際し食品添加物の使用は極力制限する旨の国会の付帯決議があり、新規の食品添加物の指定は困難な状況でした。

その一方、世界的に安全性が評価されている食品添加物が日本で指定されていないことは貿易上の障壁となり、特に米国から新規の食品添加物指定の強い要望がありました。また、国内からの要望もあり、食品衛生調査会の審議も経てアスパルテム等11品目を1983年8月に指定しました。この新規指定は従来の行政の大きな方針転換であり、これに反対する国会、地方議会、消費者団体、マスコミ等への対応に忙殺されました。

社会人のスタートは皆そうだと思いますが、仕事のやり方も知らず専門知識もない中で、上司の指示通り、オンザジョブトレーニングで殆ど毎日終電近くまで仕事をしました。当時は、千葉県柏市にある独身寮から片道約80分、朝は柏駅の立ち食いソバ、昼は厚生省近くの飲食店、夜は12時過ぎに柏駅から帰る途中の食堂、睡眠時間4～5時間という生活で徐々に体重が増えていきました。

また、課長は私の父親と同じ年の薬系技官でしたが、今振り返ってみても自分が仕えた上司のなかでも最も型破りな公務員でした。酒好き、ヘビースモーカーでしたが、困難な問題に直面しても、豊富な知識に基づき色々なアイデアを出し、課内のみならず業界をまとめ、また、国会議員、消費者団体やマスコミ等からの追求に対してもぶれずに対応していく胆力は、自分が管理職になったときに思い返しても真似できないものでした。

(2) 薬務局安全課医薬品副作用情報室係長

(1984年10月～87年6月)

当時、製薬企業や医療関係者から報告される年間約3,000例の副作用症例を一症例毎に因果関係の評価し、安全対策を検討・実施するのが仕事でした。一次評価は係長以下4名の薬系技官

で、2次評価を室内全員で、その後その結果を外部の専門家にレビューしてもらい最終的な評価とし安全対策を決めました。血液内科、腎臓内科等の著名な医師に意見をいただきながら進める業務は、臨床経験のない自分には大変勉強になりました。

(3) 環境庁大気保全局大気規制課係長、課長補佐(1987年7月～88年10月)

環境庁(現、環境省)に出向となり大気規制課に異動しました。大気規制課は当時職員約15名で、課長は技官(衛生工学)、2名の事務官以外はすべて技官(他省庁からの出向3名、自治体からの出向2名)で、工場、事業所から排出される大気汚染物質の規制を担当しており、私は法律でまだ規制していない物質(アスベスト、ダイオキシン等)の係でした。バックグラウンドの異なる人たちと仕事ができ、多くの人とは今でもお付き合いをしています。

(4) 環境庁環境保健部保健企画課課長補佐(1988年11月～90年6月)

環境保健部は公害病(大気汚染による気管支喘息等、水俣病、イタイイタイ病、慢性ヒ素中毒)患者の救済を担当する部です。患者の救済に必要な費用は汚染原因者負担が基本で、大気汚染の場合、ばい煙を排出している工場・事業所が8割、自動車が2割(自動車重量税より)負担する制度となっています。大気汚染の改善に伴い1988年3月で新規の患者認定は無くなりましたが、当時約11万人の認定患者の救済に必要な費用のうち工場・事業所負担分約900億円を全国から徴収するのが私の仕事でした。全国の商工会議所に伺い工場・事業所の皆さんに説明し理解を頂いて納付をお願いするのも大事な仕事でした。

(5) 環境庁地球環境部環境対策課環境協力室環境協力専門官(1990年7月～92年9月)

1980年代後半、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境問題が国内外で政治の場でも議論され出し、1992年6月の地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議、リオ・デ・ジャネイロ)を一つの目標にわが国でも急速に取り組みが進み出しました。環境庁においては90年7月に地球環境部が発足し、私も最初のメンバーとして異動しました。出向先で2度も3度も異動すること自体

異例なのですが、環境庁での3つ目の仕事は環境ODA(政府開発援助)でした。我が国の公害経験を技術協力という形で開発途上国に移転するというもので、具体的にはタイ、インドネシア、中国に無償資金協力として国立環境研究所を建設し、そこに日本の専門家(国、地方自治体等より)を派遣したり、現地政府職員に日本で研修を受けてもらったりする事業を担当しました。初めて海外出張を経験したのもこの時でした。これまでの規制行政とは全く異なる仕事を経験できて良かったと思います。

(6) 大臣官房厚生科学課課長補佐(1992年10月～93年6月)

厚生省に戻り大臣官房厚生科学課で研究費や各国との科学技術協力協定の仕事を担当しました。

(7) 食品化学課課長補佐(1993年7月～95年9月)

輸入食品が増加するにつれて、輸入食品に残留している農薬や使用されている食品添加物の安全性に関心が持たれるようになっていました。さらに93年は冷夏による米の凶作の年で、不足を補うため外国から大量の米を輸入することになり、日本で使用されていない危険な農薬が残留しているのではないかという不安から残留農薬については特に消費者の関心事項となり、連日、国会で質問される状況となりました。さらに、近年の食品衛生の課題に対応するため、1972年以来久々に食品衛生法を改正することとなりました。食品化学課では、食品添加物の規制を見直し、これまで化学的に合成した添加物のみが指定の対象でしたが、天然添加物も同じように規制することとしました。法改正は原案の作成、審議会での審議、関係省庁・関係団体との調整、国会での審議と大変労力のいる仕事ですが、初めて経験することができました。

(8) 安全課、安全対策課課長補佐(1995年10月～99年3月)

当時は、薬害エイズの問題への対応が一番の課題で、安全対策強化のための薬事法改正を経験しました。また、再審査・再評価の担当で、当時、広く使用されていた脳循環代謝改善薬の再評価も実施しました。

(9) 国立衛生試験所医薬品医療機器審査センター審査第3部、審査第4部審査管理官
(1999年4月～2002年4月)

初めて霞が関の外に出ました(といっても歩いて約15分の神谷町)。医薬品等の承認審査はこれまで厚生省本省の担当課の薬系技官が担っていましたが、1997年に審査センターを設置し、医師、薬剤師、毒性、生物統計等の専門性の有する職員によるチーム審査が始まりました。私は審査管理官としていくつかの分野のチーム審査をとりまとめる立場で造影剤、血液製剤、OTC医薬品、医薬部外品を担当しました。霞が関の喧騒から離れて、企業から申請された個々の医薬品の評価をチームで審査報告書としてまとめていく仕事は医療現場も知らず医薬品評価も初めての自分にとって新鮮かつ勉強になる場でした。

また、2002年4月より千葉大学大学院医学薬学の博士課程(4年)に入学しました。千葉大学ではこの年に社会人のコースが設けられ、(8)の安全対策課時代に一緒に働いた大学病院出身の薬剤師の職員が千葉大学に転籍したこともあり、(1)の課長の勧めも思い出し秋に受験しました(課長は退官後、神戸学院大学薬学部教授)。

(10) 医薬局審査管理課化学物質安全対策室長
(2002年5月～03年6月)

本省の管理職に初めてなり、管理職としての責任を強く感じるようになりました。この室は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」、「毒物及び劇物取締法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」等を所管していました。

前室長との引継ぎ時に、秋にアジア太平洋地域の化学物質安全管理を推進するための会議(Intergovernmental Forum on Chemical Safety)を日本で開催すること、日本が議長国なので私が議長であることが告げられ、ほとんど準備ができていなかったのが途方に暮れました。ところが幸いなことに7月の補佐以下の人事異動で国際機関での勤務経験のある職員が補強され、彼の大車輪の活躍で何とか10月に4日間の会議(18か国の政府から53名参加)を開催できました。

また、突然、化審法の改正の話が環境省からありました。化審法は難分解性・高蓄積性で人への毒性が懸念される化学物質を規制する法律で、厚

生労働省・経済産業省・環境省の3省が共管していました。そこに環境中の生物への影響も規制のスコープとしたいとの提案で、そのための法改正を行いました。共管の法律改正は各省との調整に一番苦労するのですが、審議会、国会での審議も含め、約10名の室員全体でなんとか乗り越えることができました。

(11) 環境省環境保健部企画課保健業務室長
(2003年7月～04年7月)

2度目の環境省で、大気汚染によるぜんそくや慢性カドミウム中毒のイタイイタイ病についての各種調査等を担当しました。

(12) 東北厚生局麻薬取締部長
(2004年7月～06年8月)

仙台は私の実家から車で約1時間となじみのある街で初めての単身赴任を経験しました。麻薬取締部は、特別司法警察員である麻薬取締官が、必要に応じ警察、税関等とも連携して、密売組織や中毒者の薬物犯罪捜査をメインに行っています。ただし、私が捜査現場に行くことはなく、本省や関係機関との連携・調整等の業務を主に行いました。

また、休日は学位取得のための論文作成に時間を費やし、何とか6年3月に修了しました。

(13) 食品安全部基準審査課長
(2006年9月～07年7月)

2003年の食品衛生法の改正により、食品中に残留する農薬については個々に基準値が設定されているもの以外は、全て0.01ppm以下とする規制がスタートしました。ところが、これまで残留農薬基準設定の対象と考えていなかった魚介類から0.01ppm以上の農薬が検出される場合があり、これらの流通を禁止した場合、個々に基準が設定されている農作物と著しくバランスを欠くことから早急な対応が求められました。この時、(10)の化審法改正の際の考え方が役に立ち、魚介類にも基準を設定することができました。

(14) 医薬食品局安全対策課長
(2007年7月～08年7月)

2007年2月、3月に抗インフルエンザウイルス剤のタミフルを服用した10代の患者さんが服用後に自宅から転落死するという痛ましい事案が発生し、異動した時の喫緊の課題はタミフルとの因

果関係の解明でした。薬事・食品衛生審議会副作用調査会の下に基礎、臨床の専門家によるワーキンググループを設置し、年末までには一定の結論を得るべく精力的に検討を進めました。また、この問題は社会的にも大きな関心事項であり、ワーキンググループや調査会の後は毎回、記者会での説明が求められました。何もわからない我が子は、TVに映る父親を喜んで見ていたそうです。

一方、2007年の10月以降、フィブリノゲン等の血液凝固因子製剤投与患者における肝炎ウイルス感染被害が大きな政治問題にもなりました。いろいろありましたが、2008年1月に患者を救済する法律が、そして2月に和解も成立しました。安全対策課では省内に保管されていた過去の資料から肝炎患者を探し取りまとめる業務を担当し、その結果を2008年4月30日に発表しました。また、今後の医薬品安全対策の強化のための体制、データベース研究等の新たな施策等について、2007年の御用納めの後に福田首相(当時)へ説明のため局長のカバン持ちで首相官邸に行きました(後にも先にもこの1回だけ)。

(15) 医薬品医療機器総合機構(PMDA)安全管理監(2008年7月～10月6月)

PMDAは、医薬品副作用被害者の救済、医薬品・医療機器等の承認審査、承認後の安全対策を担当する組織として2001年に設立され、(9)の審査センター職員の多くが異動しました。

私の最初のひと月は上席審議役兼一般薬等審査部長でした。その後安全管理監として安全対策、GMP調査を担当する部の管掌となりました。また、技術系職員の人事を担当することとなり、(14)の安全対策課長の時に決めた安全対策の強化のためPMDAの安全対策部門の体制強化に当たりました。

2010年初めにPMDA近藤理事長(当時)から、「山形大学に医薬品レギュラトリーサイエンスの講座が新設されるので教授選に応募してほしい。ただし、3～4年後には後任を送りたい。」との話をいただきました。アカデミア、特に医学部ということで不安もありましたが、私の出身地でもあり、これもめぐり合わせと思い応募、面接等を経て合格となりました。学位がこんな時に役にたつとは、私の国家公務員人生は29年3か月と予想もしない形で終わりとなりました。

4 退官後

(1) 山形大学大学院医学系研究科教授 (2010年7月～14年3月)

医薬品医療機器評価学教室という教室を立ち上げました。最初は教員の私だけ(後ほどPMDAより助手として1名出向)、部屋には隣の教室からお借りした机、椅子と電話だけという状況でした。すぐさま、大学から頂いた研究費で机等を買そろえ、また、その後、修士課程に農学部から、修士課程又は博士課程には社会人枠でPMDA、厚生労働省及び製薬企業から入学していただきました。研究は市販後安全対策、後発医薬品の問題を中心に学生各人とテーマを考え進めましたが、論文を学術誌に投稿し初めてアクセプトされた時は国家公務員時代にはなかった達成感を味わえました。

(2) 興和株式会社(2014年4月～)

現在は総括製造販売責任者という立場で弊社製品の品質管理、市販後安全対策を担当しています。総括製造販売責任者は原則、薬剤師資格が必要な職務であり、初めて薬剤師免許を活かすことができました。他にも、医薬品等が関連する法令やガイドライン等の規則を遵守するための業務を担当しています。

5 学生の皆さんへ

今回、手持ちの古い資料や厚生労働省のホームページに残っている過去の記録等を踏まえて、国家公務員時代に経験した仕事をまとめてみました。今後、国家公務員、特に厚生労働省への就職を考えている人の参考になれば幸いです。このような機会をいただき過去を思い返してみると、私も平均して約2年で異動して様々な仕事を担当しましたが、その時々为国が直面した様々な薬事や保健衛生上の問題の解決に、自分が多少なりとも貢献できたのであれば、大変な時期もありましたが報われるかなと思った次第です。ただ、唯一残念だったのは海外勤務がなかったことで、チャンスはありましたが、もう少し英会話を勉強しておけばと後悔しています。

また、最近、霞が関の中央官庁は勤務時間が長くブラックな職場という報道がされています。私も本当に忙しいときはほぼ毎日夜2時3時まで休日も出勤する状態でしたが、こういう時こそチームワークで何とか乗り切れたと思っています。ただし、家族には大変な迷惑をかけました。最近では、残業

の原因の一つである国会対応に関しては国会議員からの通告の早期化が図られ、さらに、私の若いころはほとんど残業手当が支給されないいわゆるサービス残業でしたが、これも改善されたと聞いています。とは言え、これからも新型コロナウイルスのように国民の健康の脅威となるような問題に対しては長時間勤務も厭わず対応しなければならないのはもちろんのことです。

同窓会 HP:2024 年 4 月 9 日公開